

ID: 10

担当部署: 公平委員会事務局

処分の概要	退場命令		
例 規 名 根 拠 条 項	口頭審理の傍聴に関する規則 第5条		
例 規 番 号	平成7年公平委員会規則第1号		
【根拠条文】 (退場命令) 第5条 審査長は、傍聴人がこの規則に違反したと認める者に対して注意を促し、なお改めないときは退場を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日